（経済連携協定に基づく報復関税）

**第七条の十**　経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

2　財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、関税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

3　外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条の二第一項中「（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）」を削る。

第八条の六第一項及び第二項中「定められている物品」の下に「で政令で定めるもの」を加える。

第八条の六の次に次の一条を加える。

（環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）

**第八条の七**　加工又は修繕（政令で定めるものを除く。）のため本邦から環太平洋協定の我が国以外の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第九条の二の見出し及び同条第一項中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改め、同条第二項中「オーストラリア協定」を「前項の経済連携協定」に、「前項」を「同項」に改める。

第十二条の二第三項中「ときは、」の下に「経済連携協定の規定に基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第四号中「第三項の通知をした場合において、」を削り、「当該通知に係る貨物」を「第一項第三号」に、「第一項第三号」を「同号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　税関長は、その職員に環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物について第一項第三号の調査をさせようとする場合において、当該調査の対象となる貨物に係る申告の内容その他税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。

第十二条の二を第十二条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（環太平洋協定に基づく調査）

**第十二条の五**　税関長は、環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物の輸入に関し、関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その事実の確認をするために必要があるときは、環太平洋協定の規定に基づき、その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させることができる。

2　前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせようとする場合について、同条第七項の規定は前項の確認をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国」とあるのは「同項の輸出者又は生産者」と、同条第四項中「当該貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるもの」とあるのは「関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に違反する行為」と読み替えるものとする。

第十二条の次に次の二条を加える。

（更正の請求の特例）

**第十二条の二**　納税申告（関税法第七条第一項（申告）の規定による申告又は同法第七条の十四第一項（修正申告）の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。）をした者は、当該納税申告に係る貨物（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）について環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額（当該税額に関し同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）について同法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

（賦課決定の請求）

**第十二条の三**　関税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項（賦課決定）の規定により、税関長が環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物（環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額（同条第三項の規定による決定があつた場合には、当該決定後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（同号ロに規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日）から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2　税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3　税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4　第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金について同法第十三条第二項（還付及び充当）に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく賦課決定」と、「その更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

別表第一第一八・〇六項中

| | |
|---|---|
| 「一八・〇六 | チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 |
| 一八〇六・一〇 | ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） |
| 食料品 | 一　砂糖を加えたもののうち、しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの |

」を

| | |
|---|---|
| 一八・〇六 | チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 |
| 一八〇六・一〇 | ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） |
| 食料品 | 一　砂糖を加えたもののうち、しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの |

二